

增加所得稅法案特別委員會會議事速記錄第一二號

(三三)

付託議案

○增加所得稅法案

○有價證券の處分の調整に關する法律案

○昭和二十一年度一般會計歲出の財源に充てるための公債發行に關する法律案

○昭和三十二年法律第五十五號帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のため借入金等に關する法律の一部を改正する法律案

○政府の契約の特例に關する法律案

○戰時補償特別措置法の一部を改正する法律案

昭和二十一年十二月二十四日(火曜)午前十時十三分開會

○委員長(男爵倉富鈞君) それでは昨日に引續きまして、委員會を開會致します。昨日增加所得稅法案に付きまして、專ら御質疑を願つたのでございまして、此の案に付きまして、まだ御質問があるかと思ひますし、又板谷委員が昨日の御質問の際に御留保になつた點も二、三あつたやうに思ひますけれども、今日は大臣は午前中はジー・エッチ・キニーの方に御用があるやうで、午後は此の委員會に御出まし願へることになつて居るやうでございますから、昨日残りしました點、若しくは御留保になりました點は、大臣が御見えになつた上で御質問を願ふなら願ふことに致しまして、午前中は所得稅法案も含めまして、「有價證券の處分の調整に關する法律案」外三件も併せまして、御質疑を願ふことに致したいと思ひますが、御異議ありませぬか

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(男爵倉富鈞君) それではさう云ふことで御質疑を願ひます

○藍澤彌八君 「有價證券の處分の調整等に關する法律案」に付きまして、ちよつと御伺ひしたいのでございまして、大體處分とか云ふやうなことは、多くの仕事を取引所に關係することと思ひますけれども、普通ならば取引所でやるべきことであるが、斯くの如き多數のものが各方面に分れて居るから、結局一つの調整機關と云ふことでは、結局一つから起つたことと思ひますが、併し將來證券廳と云ふものが出来るやうに思ふのでございまして、其の證券廳との關係はどう云ふことになりませぬか、例へば有價證券の登録と云ふやうなこともあるやうに思ふのでございませぬか、そんなことは一體政府はどう御考になるか、此の協議會の方で登録して、證券廳の方は要らぬと仰しやることになるのか、どう云ふことになるのでございませぬか

○政府委員(上塚司君) 今ちよつと、其の係りが参りますからして、ちよつと御待ち下さい

○委員長(男爵倉富鈞君) 政務次官からの御話でございますが、主税局長が御見えでありますから、政務次官はちよつと席を外しになる御用がございまして、主税局長への御質問がございまして、此の際御願ひします

○黒田英雄君 昨日午後用事があつて、席を外して、既に御質問のあつたことも知れませぬ、若しさうでありましたら、政府で答辯したと云ふことだけで結構であります、一、二御伺ひしたいのですが、今度の増加所得稅に於きましては、政府は所謂新興所得者を目標にされて居るものと思ふのであります、大部分はさうぢやないかと思ふのであります、さうしますと此の收入を四十五億圓と見積りになつて居るやうであります、大體其の内譯は既に昭和二十一年度の所得稅に申告して納めて居る者で、本年度に非常に所得の殖えた者の納稅者、並に二十一年度には納稅をして居らぬ者で、新に今度政府が申告を待ち、若しくは申告しない者は政府決定で決定しようと思ふ者、納稅人員は、どの位に御見込になつて居りませぬか、尙その納稅額はどれ位と云ふやうに御見込になつて居りませぬか、其の點を一つ……

○政府委員(池田勇人君) 御話の通り今回の増加所得稅法に依ります納稅者の數は、矢張り營業所得者が一番多いのであります、さうして稅收入に於きましては、四十五億圓中三十九億六千萬圓は營業所得者から徴収する見込で居ります、尙納稅者の點であります、營業所得を主と致しまする甲種事業所得は昭和二十一年度の決定は八十數萬人でございました、併し二十一年中に新規開業した者が五、六割の増を見込んで居ります、只今の稅法で甲種事業所得の昭和二十二年に當るべき數字は、納稅者は百三十萬人程度を見込んで居る次第でございまして、又此の百三十萬人ばかりの中から大體今回の増加所得稅法に依りまして納稅義務者となる見込の者は六十數萬人と計算致して居ります

○黒田英雄君 大體それで承致しましたが、此の稅法に依つて本年度は、詰り收入實績に依つて課稅される譯であるのであります、さうしますとあると云ふと、來年度の所得稅に付きましたは前年度の實績に依ると云ふことになつて居ります、同じ者を擱へると云ふやうなことになると思ふのであります、來年度の所得稅の改正に付きましたは、矢張り豫算課稅に來年度はしようと思ふ御見込なものであります、さう云ふ御見込なものであります

○政府委員(池田勇人君) 左様でございます、豫算課稅の方が最近の如く經濟界が非常に變動致します場合には、課稅に徴稅上適當であるかと考へまして、政府は豫算課稅に持つて行きますやうに只今研究致して居ります

○黒田英雄君 それから此の稅法に依りますと云ふと、決定は増加所得稅調査委員會に諮問して決めると思ふことになつて居ります、増加所得稅調査委員會に關する規定は勅令で定めると云ふことになつて居るのであります、是は從來の所得稅調査委員と云ふものの如く選舉する御考であるのか、或は勅令で全く別個に組織を御定めになる御積りでございませぬか、どう云ふやうな組織にされる御積りであります、其の點を御伺ひしたい

○政府委員(池田勇人君) 所得稅調査委員會と同様に各稅務署に設置致しますが、其の構成に付しましては所得稅調査委員會よりは餘程遠つて居ります、即ち調査委員は各界の代表者、或は非常な經驗のある方を官選致しまして、さうして其の數も所得稅調査員の数よりも餘程多く致したいと考へて居ります、選舉の點は、從來所得稅調査員は前年の納稅義務者から選舉することになつて居ります、今回の増加所得稅は只今申上げましたやうに、新規納稅者も澤山ございまして、又選舉致しますに致しまして、其の時日がございませぬので、選舉の方式は用ひず、官選で行きたいと考へて居ります

○黒田英雄君 それで能く分りました、所得稅の方に置きますやうに、之に對して更に審査委員會と云ふやうなもの御設けにならないのですか、所得稅の審査委員會に御掛けるのでせうか、どう云ふ風になるのでせうか

○政府委員(池田勇人君) 此の點も所得稅法とは違ひまして、財務局に審査委員會と云ふものを置きます、一般の原則に依りまして、稅務署長の決定に對して異議があります時は、通常的手段又は行政訴訟に移る譯であります

○板谷順助君 増加所得稅の問題に付て大體事務的のことを先に片付けたいと思ひますが、宜しうございませぬか

○委員長(男爵倉富鈞君) 宜しうございませぬ

增加所得稅法案特別委員會會議事速記錄第二號 昭和二十一年十二月二十四日【貴族院】

昨日大蔵大臣の黒田君の質問に對しての御答では、制限會社から採る方針だと云ふ風に御答辯があつたやうに思ふのでございませうが、是は如何でございませうか、さう云ふ風になつて居るのでありますか

○政府委員(樺田光男君) 第四條にありますが、第一號から第五號迄でございますが、大體に於ては先程申し上げました大きな賣方になる方々は其の代表者、斯う云ふ意味でございませう、唯現實に處分を致す場合には、勿論金融機關なり有價證券との間に緊密な連絡を取らねばなりませんので、具體的には協議會の下に出來ます事務局、此の中には相當業界の方々に御参加を願ひまして、又現實の問題と致しましては、是等の協議員が有價證券業者、金融機關等の方々と具體的にそれらの場合に於きまして、十分に御相談をして行く、さもなければ圓滑に公正な處分と云ふことは出來ないのでありますから、其の運営の點に於て萬遺憾のないやうにやつて行く、協議員としては、賣る方の代表者が集つて御相談をする、斯う云ふ工合に考へて居ります

○藍澤彌八君 あ、さうですか、實は私は此の中に相當業者の経験のある者を御加入になる方が運用上、且つ消化の部面に於きましても、非常に宜いのではないかと思つたもので、さう云ふ點を伺つたのですが、今政府の御答辯に依りますと、賣る方だけを糾合して、それが協議員のメンバーなんだ、さう云ふ趣旨なんだと云ふことでありますれば、それも已むを得ないと思ひます、能くそれで了解致しました、それから一體指定證券に屬するもの

數量は非常に龐大なものになつて居ると思ふのでございませうが、我が國産業の大部分迄には行かぬかも知れませぬものが、我が國産業の資本の約半数に近いものが今回政府の財産税の對象に依つて茲に指定證券として統一せられるものと思ふのですが、此の大きな處分は随分困難なことと思ふのですが、一體政府は此の期間をどう云ふ風に御考へになつて居るか伺ひたいのです、御承知の如く、既に財産税は本年度の豫算に計上せられて、消費の對象になつて居ると思ふのでありますが、さうしますと、出來るだけ早く此の處分を完了しなければならぬと考へられる譯であります、政府は一體之に對する期間はどう考へて居るか、一つ御示しを願ひたいと思ひます

○政府委員(樺田光男君) 御承知のやうに財産税等に依りまして、國庫に納付せられた有價證券等に付きましたは、又外の持株整理委員會等が預りまして有價證券等に付きましたも、出來る限り早く處分すると云ふことは必要であらうと思ひますが、唯急ぐばかりが能くございませぬ、矢張り是だけ全體と致しまして、資料で御配りしてあるかと存じますが、差當り見ただけでも、百八十數億と云ふものが動くやうな情勢にございませぬ、其の他のものを入れますと相當もつと大きな金額になるかも知れませぬ、之をまだ色々な意味で經濟の實態が立直らぬ状況に於きましてやりましたのでは、圓滑に且つ公正に此の處分が出來るとは存じませぬので、矢張り潮時を見まして段々と此の協議會で相談をして、捌いて行くことと云ふことになりませぬ、或程度時間は掛ると云ふことは、覺悟

致さねばならぬと思ふのであります、それが具體的にどれ位掛るかと思はしますのは、只今ちよつと申し上げ兼ねるのではありません、それから今度は財産税關係の歳入の方であります、御承知のやうに物納されました財産に付しましては、其の七割五分の範圍内に於て公債を以て發行することが出來る、處分致されませぬ迄の間公債の發行に依つて繋いで行く、大體今年度の豫算に於きましては百八十六億の公債發行を豫定してございませぬ、唯此の公債の發行に付しましては、日銀引受と云ふよりは、出來る限り民間に、直接金融機關其の他に、消化をして戴いて、詰り國民の蓄積せられた資本を動員することと申しますか、まあさう云ふ風なことを今折角研究致して居る譯でございませぬ

○藍澤彌八君 御答辯に依りますと、此の期間に對しての見透しはないと、斯う云ふ御意味でございませぬ、言ひ換へれば、處分を急いで、さうして不當の値段、公正ならざる値段での處分が起らないやうに注意するには、相當の期間を見なければならぬ、又投資等も考へなければならぬと云ふ御構想のやうに見えますから、要するに其の點から申しますと、此の龐大な處分は大凡期間は定められたいと、斯う云ふ風に承知して宜しい譯でございませぬ

○政府委員(樺田光男君) 早ければ早い程宜しいのでありますが、色々なことを考へ併せまして、具體的にどう、何年とか或は何箇月とか云ふことは、現在に於ては定められたいと、斯様に存じます

○藍澤彌八君 一方に於て財政上の關係から、早急に處分しなければならぬと云ふ問題がありませぬ、此の處分は何等目安が付かないと、斯う云ふことは、どんなものかと考へるのであります、一體政府は此の消化に付て何等か特殊な構想を以て投資層を開拓する、開拓させる、斯う云ふ風の御構想はないのであるか、昨日は大蔵大臣の御答辯の中に、約三割程度のものは從業者に持たせ、而もそれに対する資金の供給は政府で世話する考だと、斯う云ふ御答辯のやうに承つて居んで、一體それは一つの證券消化の便法でもあり、又民主化の線に沿ふ方法でもあらうかと思ひますが、一體補助をするとか金融をするとか云ふことは、實際の國民貯蓄に依つて産業を育成する建前から云つたら、宜くないんぢやないかと思ふのですが、其の點に於て政府は他に何か此の投資層を作る或は投資層を助成する、斯う云つた方法に對しての御構想はないのであるかどうか、斯う云ふことを伺ひたいのであります

○政府委員(樺田光男君) 今後資本の蓄積が成るべく民衆全般の有價證券に對する直接投資の形で行はれますこと望む次第でありまして、従ひまして健全なる有價證券が、健全なる大衆の間に廣く分布せられますやうに、色々今研究を致して居ります、證券取引法を、新たに廣い見地から、單に有價證券取引所の改組と云つたやうな意味に止らず、もつと廣い見地から證券取引法を作らうと致しまして今研究致して居りますものも、まあ其の一つのラインだと存じて居ります、尙從業者は、其の地方の方々に成るべく優先的に、今度處分致します有價證券、殊

に株式を持つて戴きたいと思ひますのは、一つはまあ經濟民主化と云つたやうなラインに沿ひまして致します譯であります、唯從業者の方々に御承知願ひます場合に於きまして、其の當事者の間に話合が付きまして、尙多少若干資金が不足するとか、さう云ふ風なことがありませぬ場合に於きましては、勅令五百六十七號ボツダム勅令の、先般出ました會社の資金保有の制限に依りまして、其の第十條にありませぬやうに、特定の金融機關をして、特別の場合に限つて之を一時金融をしようとして、斯う云ふ構想は持つて居りますが、是は何處までも有價證券を廣く國民の間に分散して、經濟の民主化を圖らうと云ふラインを採つてございませぬ、之を培養するとも申しますか、涵養して行くとも申しますか、さう云ふラインで行つて行かう、斯う云ふ趣旨でございませぬ

○藍澤彌八君 今一つ伺ひますが、日本の産業の發達を考へますと、色々あります、各貿易業者とか金融業者と云ふものの助成とか、産業の助成が多く與つて力があつて今日になつたと思ふのでありますが、それを悉く民主化にしようとする場合に當つて、政府の仰しやるやうに何も構想がなくて、此の處分方法が甚だ困難ではないかと思ふのであります、是は多少意見になるかも知れませぬが、最近に於て農地調整法案に依つて地方の土地、即ち田畑が證券化するとか云ふやうなことになつてしまふと思ふのであります、斯かる證券とか或は國債の一部、少額債券、政府の保證する社債と云ふやうなものを以て換へ得る方法を御講じになつたならば、私は一つの投資層

を作るのではないか、是は健全なる資本の民主化になるのではないかと斯う考へて居りましたのでありますが、唯何の構想もなくして百八十億とさう言ひますが、新株がありますから大凡二百億以上のものでありませう、又價格の騰貴が起つた場合には三百億とも計上せらるべき数字ではないかと思ふのであります、斯かる多数のものが何等の構想もなくして消化されるだらうか、斯う云ふことだけでは私は到底其の消化は困難である、斯んな風に考へますが、如何でございますか

○政府委員(備田光男君) 農地證券でありますとか、國債等に依りまして此の株を買ふ途が拓けるかどうか、是も十分研究を致して居ります、唯今度處分致します此の賣方其の他の中味に依りまして色々場合があるのであります、政府が財産税として納付せられました有價證券を賣ります場合に於きまして、是は一應購入に見て居るのでありますので、之を農地證券、國債等で御納め願ひますと、それはそれで又償却しなければならぬと斯う云ふことになりまして、實はさう言つた點は多少研究する點があらうと思ひます、又持株整理委員會のものを處分致しまするやうな場合には、國債なり農地證券なりで受取る云ふやうなことも考へられるのではないかと思ひますので、斯う言つたやうなことに付しまして、今細かく研究を致して居ります

○藍澤彌八君 一體此の處分が遅れますと、私は日本の産業の狀態が殆ど暗黙状態に陥つて、少しも其の活動が圓滑に行かぬと斯う考へるのであります、其の促成を實は望んで居るのであります、是は國家も望むことだと考へて居るのであります、其の意味に於きまして、只今御研究になつて居らると云ふ其の證券の投資層の培養、或は助成、さう云ふやうなことに付しまして、私の申しましたことが多少の参考になり、又政府もそれに對して御調査をし、御構想を持つて居ると云ふことでありますから、是非此の構想の線に沿うて此の消化の速に行きますやうに、國家經濟の再建の一步も早からむことを希望致しまして私は此の質問を終ります

○伯爵金子武賢君 證券處理調整協議會と云ふものの構成を拜見致しますと、政府の官吏一名、其の他は特別經理會社等の委員と云ふことで、是だけの有價證券を相當整理……賣つたり、今の政府の御答辯のやうな、賣り方から輪流して行くと云ふやうなことに成りますと云ふと、色々な産業別に此處に出て居りますが、是は唯是だけの政府の官吏だけでなくて、もつと各省の、商工農林あたりの官吏もはつきり此の協議會に御加はりになつた方が宜いのではないかと思ひますが、其の點に付て御考はございませぬか

○政府委員(備田光男君) 此の證券處理調整協議會の方は先程申し上げましたやうに、大きな賣り方が集まりました、其の處分の方針なり、更に具體的なことを決めて行かうと云ふのであります、評議員と致しましては、例へば財産税關係で納入せられたりした證券を處分すると申しますか、政府の所有して居る有價證券を處分すると云ふ建前に於きましては、大藏省國有財産部長と云ふのが其の方の第一の責任者に相成る譯であります、さう云ふ風な場合であります、關係機關が集ります

結果、官吏が表向に入りました所は割合と少いのであります、唯下部構造と致しまして、事務局を持ちまして、其の事務局の中で相談を具體的には致します譯であります、其の時には先程申しました通り、外側からは金融機關なり、有價證券業なりの方の御参加を願ひまして、又關係官廳の方もそこに入りまして、十分に今仰しやいましたやうな事柄に付きまして、艱難を致しませぬやうに、廣い見地から具體的な案が出来ますやうに努力致したい、斯様に存じて居ります、御了承を願ひたいと思ひます

○伯爵金子武賢君 さうしますと、有價證券の處分の輪流に關する事項と云ふことになれば、事務局でさう云ふ風な相當な案が御出来になる迄、又政府委員の御答辯に依つても廣く大衆に分布して民主化を圖ると云ふことであれば、餘程是はやり方を……今藍澤委員が仰しやるやうに、色々な方針を御持ちになつて發見されないと、唯漫然となすつちやどうかと思ふのであります、例へば此處に於て來ました肥料會社の株など云ふものは、農村の農民に廣く御持たせになつたらどうかと思ふ、さうすると新聞なんか、今言はれて居る農村にある新聞と云ふやうなものも若干の吸収が出来やしないか、勿論全部肥料會社の株が農村に行くこと云ふこともございませぬけれども、そこで幾らか生産者と消費者の直結と云ふことも出来、且つ農林省の御考になつて居つたやうな、所謂農村自體で肥料會社をやると云ふ、さう云ふ御方針にも合つて行つて宜いぢやないか、生産者の株を消費者大衆に矢張り撒いて

行くと云ふやうな御構想の下に、總て……總てとは申さないけれども、御考になつて行くのに宜いぢやないか、それは矢張り十分方針を立て、協議會の運営を政府自體が御方針を立ててやつて行かないと、今藍澤委員の言はれるやうに、何年掛つても出来ないこと云ふやうなことに陥りはしないか、此の點餘程偉大な決心を持つて政府は臨まなければならぬと、斯う云ふ風に私は考へるのであります

○政府委員(備田光男君) 御尤もでございます、此の協議會が今準備を致して居りますが、出来上りまして具體的に發足致しまする迄の間には、只今御指摘になりましたやうな事柄、其の他色々なことをはつきりと決めまして、其のラインに従つてやつて行かう、斯様に存じて居ります、それから何年掛るか分らないぢやないか、十年、二十年掛るなど云ふことは毛頭考へて居りませぬ、實は餘談になることも存じますが、他方今やつて居ります貯蓄推進運動に於きましては、十一月から三月迄五百億以上のものを目標としてやつて居ります譯でございます、どんなに致しまして月に八九十億圓、百億位と云ふものは集めて行きたい、さうしますと年間を通じて千億と云ふ風なことに相成る譯であります、さう言つた國民貯蓄と云ふことが他方出るやうな情勢でありますならば、二百億にしまして有價證券の直接投資の氣風を申しますか、さう言つたやうなことを國民の間に十分に納得して戴き、培養して行きますならば、そんなに長いこと掛らずして是が都合良く出来るのではないかと斯様に考へるのであります、はつきりと何箇月、或

は一年なら一年で之を處分して見せると云ふことになりまして、株、有價證券の内容にも色々なものがございまして、斷言は致し兼ねるのであります、其の大部分のものに付きましてはそんなに長く掛るものぢやないのではなから、斯様な工合にも考へられて居ります、具體的には申上げにくいものですから、どの位掛るか云ふことははつきり申上げられないのであります、出来るだけ早く相當手際よく行くだらうと云ふことは、大局的に見ては考へられるのではないかと思つて居る次第であります

○伯爵金子武賢君 能く了承致しました、消費大衆と云ふものの今申上げるやうな關係から、十分一つ政務次官の方でも御善慮願ひたいと思ひます、私の方でも是で終ります

○板谷順助君 矢張り事務的の質問は順序をすつと……例へば株とか、或は其の特定契約の關係とか云ふ風に……

○委員長(男爵倉富鈞君) 自然さう云ふことに御願ひしたいと思ふのですが、それから今委員の方から御注文があつたのでありますが、席に居ると皆さんの聲が聞きにくい所があるさうで、或るべく委員が御聞き取りになれる程度に御發言願ひたいと思ひます

○男爵村田保定君 増加所得税法案の質問は打切られたのであります

○板谷順助君 株の問題に付て、外の諸君からは御質問がありませぬから、私から御質問申上げたいと思ひます、指定証券、或は財産税に取る物納の關係の處分は、政府の分布の構想とでも申しまするか、従業員に三分の一、或は地方の縁故者に三分の一、一般公衆に三分の一と云ふ風に御考になつて居るのであります、藍澤委員、金子委員から御質問になつた通り、今は株を分けてやらうと言つて見た所が、會社其のものの内容が安定して従つて配當がどの位取れるかと云ふ目安が出来て来なければ、株を引受ける者はありません、そこで例へば補償打削の結果、御承知の通り未だに資産に對する評價の基準と云ふものは決つて居らない、だからして一日も早く基準を決めて、さうして其の會社に對する現在の資産状態がどう云ふ程度になるかと云ふことを決める必要があると思ふ、是はあなたに質問しても仕方がないと思ひますが、安定本部でも頻りに、未だに關係筋から何等の返事がないと云ふやうなことを言つて居られますが、要するにそれが決らぬければ、如何に政府が賣出すと言つても引受け手が無い、それから従業員の三分の一の問題であります、是は從來は私共關係會社に於ては従業員に株を皆持たした、持たしたけれども、少し値が良くなると皆賣つてしまつて、持ちはしない、でありますからして、従業員に持たせると云ふことに付ては、恐らくは全額を買はせなければならぬ、持ち手はないと思ふ、申にはそれはあるであります、さうするとか何か任意組合でも作つて、さうして所謂團體に依つて之を買はせる方法を考へて行かなければならぬ、之に付ては大藏大臣は、出来るだけ融資の方法を考へてやると云ふやうなことを言つて居られます、でありますから私は平和株は別問題として、先決問題としては、補償打削の結果、資産の評価の基準を先づ第一に定めて、其の會社の内容が如何なる程度であるか、現在市價などで色々な大體の目安が付いて居りますけれども、果して是が會社の實際に觸れての評價であるかどうか、私は相當に疑問を持つて居るのでありますから、政府は先づ第一に之を御急ぎになる必要がある、然らざれば株式の處分などは出來ない、此の會社の内容は此の位の程度で、此の位の配當が出來ると云ふこととなければ持ち手はありはしない、それから金子委員の仰つしやる通り肥料株の如き等はこんな協議會が早く出來て農民に處分出來るやう準備なされたが宜い、そこで、あなたが今申上げた所の資産の評価基準と云ふものに付て何か御聞きになつて居りますかどうか

○政府委員(榎田光男君) 仰つしやいます通り企業再建整備に依りまして新しく生じます會社残ります會社がどんな状態、將來がどうかであるかと云ふことが、株式の中味を決します處分の前提になる問題でありますことは、仰つしやる通りでありますので、一日も早く評價基準が決まりました、それに基づきまして會社の再建整備計畫が早く出來ますことを望んで已まないのでありますけれども、色々な關係がございまして、未だに決まりませぬことを非常に残念に存じて居りますが、私共一日も早く決まりますやう色々努力は致して居るのであります、まだい

づどうと云ふことが申上げ兼ねる状態にあるのを誠に申し譯なく存じて居ります、それから従業員の御持ちになる場合に於きまして、過去の例に依りますれば、大體に於て仰つしやいます通り、値が好くなれば直ぐ賣つてしまふ、さう云ふ場合が多かつたのであります、さう云ふ場合が多かつたのであります、當初の持ちます資金が出せませぬば、先程申上げます通り特定の機關から之を融通しよう、斯う云ふ取りに致してあるものであります、斯う云ふことを致しまして、結局従業員の方並に大衆に於きまして長く堅實に此の有價証券を持つて、戴くと云ふことを、何と申しますか、培養して行く、涵養して行くとも申しますか、さう云ふ氣風を出來るだけ植付けて見た、斯様に存して居る次第であります、又それから特定の組合等を作りましてそれに持たせたらどうかと云ふ問題に付きましては色々今考へて居ります、唯現在の所と致しましては、従業員の方一人々株主になられる譯であります、是が一つの株主の分擔とでも申しますか、さう云ふ趣旨にも合ふ譯なのでありますので、差當りは従業員の方々に株を御譲り致します場合に於きましては従業員組合、或は職員組合と云ふ風なものを経由して色々な處で、さう云ふ方々を経由して色々な處分を、具體的な取り纏めを御願ひすると云ふ風なことにするのが宜しいかと存じて居りますが、差當りの所は組合に譲ると云ふよりは、矢張り個人で御持ちを願ふと云ふ風な考へ方で居ります、居りますが、色々具體的に今後物事が進んで参りますと、色々其の具體的な實情に應じて考へなければ

ならぬ問題が多からうと思ひますので、研究を續けて居る次第であります ○板谷順助君 どうも是は率直な申しやうでありますけれども、政府のやり方が總て緩い、甚だ失禮な言葉であるかも知れませぬが、だから斯う云ふ混沌たる時代には或程度迄は拙速主義でも宜しい、どん／＼目を付けて行かなければ、いつ迄経つても解決しやしない、例へば今御話した肥料株なんか農家は非常な金を持つて居る、いつでも賣れる、それが協議會でなければ處分が出來ないとか何とか言つて居つたのでは、時機が遅れてしまふ、此の點は御考へ願ひたい、それから未拂込の株の問題、是はどうなりましたか、まだ未決定であるやうに聞いて居りますか、どう云ふ風に今なつて居りますか ○政府委員(榎田光男君) 未拂込の問題も評價基準の問題と併せまして非常に大きな問題であります、是も今色々具體的な案を作りまして、關係方面と相談中でありまして、まだはつきりと右か左か決まつて居りませぬ、是も甚だ申し譯なく存じて居りますが、さう云ふ状況であります ○竹中藤右衛門君 「政府の契約の特例に關する法律案」であります、本法に依りますと、政府と契約を結んで仕事をする場合に、政府の支拂金額が確定せざる時は、後日政府に於て一方的に其の金額を決めよう、斯う云ふ譯であります、是では甚だ不安で仕事が出来ないと思ひます、殊に御承知の通り、今日のやうに非常に物資が缺乏致して居りまして、仕事をする場合に於ても、己むを得ず闇でも買はなければならぬ、斯う云ふ状態の下にあつて、果して後日適當な工事費が決めら

れるか否かと云ふことに非常に不安を持つて居る、若し強いて、さう云ふことを直ちにおやりにならうとしますと、今後仕事が圓滑に進捗しないのではないかと云ふことを畏れる者であります、此の點は我々は無論、國民と致しまして、此の經費の軽減を圖ることは全力を盡したいと思つて居ります、どうも只今の状態では非常にそれが困難である、而も此の特定委員と云ふやうなものが、果して民間の意思が入れられるかどうか、適當な價格が決められるか否や、一方的に官僚のみがおやりになると云ふことになりましたらば、どうも業者との摩擦も生じます、今後進駐軍の工事が圓滑に行くに、云ふことは期し難いと思つて居ります、之に對しまして、復興院の方が御見えになつて居りますから、此の點に付きましての御考を伺ひたい ○政府委員(上塚司君) 指定金額の決定を一方的に行ふと云ふ措置は、竹中委員の御説の如く、普通の場合でありますると好ましくな、と思ひますけれども、今回の場合は他の場合と違ひまして、相當非常の手段を必要とすると思はれます、尙單に獨斷的に金額の指定を行ふと云ふ譯ではありませぬ、若し相手方に不服があるやうな場合は、委員會の意見を斟酌するとか、又相手方が裁判所に提訴するとか云ふ機會が開かれて居るのであります ○竹中藤右衛門君 是はさう云ふ途があるかも知れませぬけれども、徒らにそれは事端を繁くするものと思ひます、寧ろ根本的に、現在非常に物價が多動的である、斯う云ふ點は何か、此の矢張り發註を一元化する、或は仕事を物資が揃つてからする、或は期限に

於てはもう少し之を緩めると云ふやうな色々な方法が考へられねばならぬと思ふのです、其の方が寧ろ工費を低下する所だと思ひます、之に對しまして、政府と致しましては、何か斯う云ふ手一つ御考にならなければ、現在のやうに、もう發註が非常に至る所に出て、それが期限を厳しく決めて、それで出来ないと思ふと、業者は何んとか言つて脅される、さうしますと自然に闇の物を買つてやらなければならぬ、最近のガラスとか或はセメントなどの相場と云ふものは、實にどうも信じ難い値段であります、併しそれも我々は買つて早く仕事をしなければならぬ、斯う云ふ状態の下に行ふので、成るべく之を一つ今後政府は御考になつて、さう云ふ點の調整を一つ御考へ願ひたい、それからもう一つ承りたいのは、此の特定契約委員會であります、此の構成はどう云ふやうな構成になりませうか、我々聞いて居る所に依りますと、アメリカあたりでは委員會と云ふのは、常に所謂註文者と受註者と第三者と斯う云ふ三つの人々が集つて、公平な判断をすると思ふことで、非常にうまく、且つ安心して業者も仕事が出来ると云ふのであります、此の特定契約委員會と云ふものが我々の死活の生命を握るやうに思はれますが、此の構成は、どう云ふ風におやりになる御考でありますか

○政府委員(長沼弘毅君) 御説のやうに發註者詰り官廳側であります、それは、受註者側と、公平な第三者の工事等に付きまして具體的知識を持つて居られる方、斯う云ふ三種類の方々に御集りを願ふ積りで居ります

○竹中藤右衛門君 發註の一元化と云ふか、願くは復興院などに一元的に御集めになつて、さうして我々が受註をすると思ふやうなことに運ばなければ、工事の調整がうまく行かないと思ひますが、其の邊は如何ですか

○政府委員(長沼弘毅君) 工事關係に付きましては、今後復興院で全部一元的に統合致す積りであります、唯御承知の如く何分にも相手のあることである、日本側だけで決定致し兼ねるやうな場面が屢々出て参りますので、御希望通り参らないやうな場合も實はあるのであります

○男爵村田保定君 第一條の特定契約の相手方と云ふのは何ですか

○政府委員(長沼弘毅君) 工事を施工致します所謂業者であります

○男爵村田保定君 さう致しますと、政府と進駐軍と言ひますか、斯う云ふ工事をして貰ひたいと云ふ工事の發註者と實際の仕事をする業者と第三者がある譯ですが、其の關係はどう云ふことになりませうか

○政府委員(長沼弘毅君) 法律的に申しますれば、進駐軍と云ふのは表には出て参りませぬ、事實上の注文者ではございませぬ、法律的には政府が注文者で、従つて政府と業者との關係だけが表には出る譯であります

○男爵村田保定君 契約面には政府と業者との關係だけしか、最初から終ひ迄表れて来ないのです、處が事實は一番大きい支配力を持つて居るものは發註者と言ひますか、進駐軍になりはしませぬか、そこで今迄此の問題に付て、質問者も色々な疑問を起して居られるやうな面倒な場面が出て来る譯ですが、例へば是は政府と業者との間に於て契約が出来て、指定金額、支拂

金額が業者に渡されるやうな場合に、直接政府から業者に支拂ふものですか、一遍進駐軍の手を経て、さうして業者に支拂はれるのですか

○政府委員(長沼弘毅君) 進駐軍の手を経ませぬで、政府から直接支拂ひます

○男爵村田保定君 さうしますと、進駐軍の關係することは、此の工事の進行の指圖と云ふことだけに止まつて居る譯でありますか、進駐軍と政府との關係が調整されて居れば、あと契約は單純に政府と業者との間で行くので、餘り面倒なこともないやうにも考へられるのです、其の關係は色々な場合に、例へば此の節進駐軍の支拂が悪くなつたと云ふやうなことを言はれる場合があるのですが、是は政府の支拂が悪いと云ふことになるのですか、何が故に政府の支拂が悪くなつて行くか、そこに又別の關係が出て来ると思ふのですが、進駐軍關係の支拂が悪くなると思ふのは何處から出て来るのでありますか

○政府委員(長沼弘毅君) 是は實に色々な原因がございまして、あつさり斯う云ふ譯だからと云ふやうに簡單には申上げ兼ねるのであります、一例を申しますと、根本的な問題は、例へば兵舎の建築と云ふ風なもの、政府側には全然計畫が分つて居ない、何處で何が造られるかと云ふことがさつぱり分つて居ない、それから飛行場を造られると云ふのも、何處でどう云ふ飛行場が造られるかと云ふことも全く分らない、是がいきなり二月以内に何億圓の飛行場を造れと斯う言はれまして、豫め資材等を全部押さまして、具體的に計畫を進めて、契約者と値段の

協定迄も出来ると思ふやうな段取りに實は参らないのであります、それから一杯に全部家族の住宅に直せと斯う言はれまして、どれだけのポイラーで、どれだけのパイプが要るのかと云ふことも、事前に勉強して掛ると云ふ譯には参りませぬ、さう云ふやうなことで、支拂の方も實際計畫的に支拂ふと云ふ譯に参りませぬ、のみならず、例へば十月なら十月に何億の註文、出ると云ふことを見合ひまして、それに相當の歳入の金繰りを用意して置くと思ふ譯にも参らない色々な原因が實にある譯であります

○男爵村田保定君 尙此の問題に限りませぬけれども、進駐軍關係の處理に付ては非常に政府は……さう云ふ風に言つては悪いのかも知れませぬが、實に御遠慮が過ぎて居るのぢやないかと思ふのですが、さう云ふ風に、出来ぬものは出来ぬ、出来るものは出来ると、例へば飛行場を何時迄造れと言つたつて、それは日本の經濟の現況に於ては、是だけのことはやれるが、是以上のことは迎へ出来ぬ、若し是非やつて呉れと言ふならば、資材なり何なり持つて来て呉れと云ふことを、まあ敗戦國だからさう強いことも言へぬかも知れぬが、或程度は其處の所を突張つて、こちらで自主的に仕事が出来るやうに調整して行かないと、進駐軍に引摺り廻され、此の上亡國の上塗りをしななければならぬと云ふことにならないとも限りませぬ、殊にさう云ふことは最近非常に豫算面に於ける濫費と言ひますか、浪費を憂慮されて居るやうでありますから、其の點に付て政府は確乎たる肚を決めてやつて戴かぬと、國民は

非常に大きな負擔を負はなければならぬことになると思ひます、其の點に付て御所信を承りたい

○政府委員(長沼弘毅君) それは申す迄もないことでありまして、先般來總理からも最高司令部の方に正式に申入を致して居りまして、私共も事ある毎に事務的には十分相當強く色々話合を致して居ります、簡單に私共の今話合を致して居りますポイントを申上げますと、第一は計畫を事前にはつきり分らして貰ひたい、それから期限の緩和をして貰ひたい、尙所要資材に付て、現在の日本の經濟に於ては背負ひ切れない物が澤山ありますので、此の點は現物で支給せられるなり、乃至はクレジットを設定すると云ふ風なことを願ひたい、又工事の期限と云ふものは是非緩和して貰ひたい、又日用品の使用と云ふことも是非十分認めて貰ひたい、それから中央で色々話合を致しましても、實は現地軍に勝手なことを注文されてしまひますと何にもならない譯でございまして、中央の計畫が現地軍の末端迄十分に浸透するやうに、又各現地軍毎に工事なり施設なりの枠を決めて貰ひたい、まあ色々斯う云ふ點に付きまして折衝を續けて居ります、最近財政面の非常な重壓と云ふ風な點も先方でも十分考へて呉れまして、例へば日本の現在の經濟生活から申せば少し警備である何億圓のゴルフ場と云ふやうなものがある譯で、さう云ふやうなものは先方でも積極的に工事の中止を命ずると云ふ風な所迄非常に協力して呉れるやうな傾向に向ひつつあるのでございまして、尙出来るだけ努力を致したいと思ひます

○男爵村田保定君 まあ戦戰國とし

て、戦勝國の先方と色々御折衝なさる御苦心は大變なものであらうと思つて、其の點は十分御同情申上げる所でございますが大臣、首腦者に於ての御覺悟があつても、先方と折衝する其の當局に於て矢張り吐き出して御折衝下さらぬと、出来ぬものは出来ぬと云ふことになりまますから、其の點に付ては強くすべき所は飽く迄強く突張る、譲らなくちやならぬ所は譲ると、さう云ふので、飽く迄自主的に、さうして日本の國が立つて行くやうに一つ御進めを願ひたいと思ひます、それは希望として申上げて置きます、私の質問は是で終ります

○藤澤彌八君 只今の村田男爵の御質問に關して私も考へたのですが、又政府委員の御答辯の中にもあつたと思ひますが、昨日政府委員から此の進駐軍費の豫算及び現在迄使つて残額が幾らと云ふ御説明があつたのであります、只今の政府委員の御説明に依りますと、中央に於ての費用は大凡見當は付く譯であるが、地方の進駐軍の使つた費用はさつぱり分らぬ、斯う仰しやつたやうに思ひますが、さう致しませんと、地方から相當の出費があると云ふことが又重ねて豫算面に現れて來ると承知して宜い譯なんでございませうか

○政府委員(長沼弘毅君) さう云ふ意味ではございませぬ、地方で使ひました金額も多少時期はづれますけれどもはつきり分るのでございます、唯何と申しますか、中央で知らない註文が地方で出ることなきを保せないものであります、さう云ふ意味でございます

○藍澤彌八君 さうすると、進駐軍の使ひます費用と云ふものは、豫算に計

上せられて居る百九十何億と云ふ、數字はちよつと記憶致しませぬが、それだけですつかり賄ひ得ることになつて居るのでございませうか、或はそれは事實豫算であつて、實際の費用はもつと非常にかゝると云ふことですか、其の點は如何でございませうか
○政府委員(長沼弘毅君) 是は確定的には申上げ兼ねますが、現在豫算上の措置をして居る金額では非賄つて貰ふやうに懸命に折衝中でありませうか

○板谷順助君 私も今の問題に付て伺ひたいのであります、今村田委員から御話になりました通り、政府も出来るだけ努力はして居られるだらうけれども、どうも國民經濟に重大な影響がある、財政非常に困難の場合に於て、勿論敗戦國として、占領目的を達する爲に出来るだけのこととしてはやらなければならぬけれども、是では國が潰れてしまふ、若し從來のやうに先方の註文を満足させてやれば、國の財政は破滅する、そこで御承知のやうに消費經濟である占領軍の費用と云ふものは、何等日本の再建に付ては働きをする譯ではない、處が之に要する資材は、大半は殆ど其の方面へ使はれて居る、だからして御承知の通り九十三億、是が一時日本銀行の假拂になつて居つて、果して占領軍の方で持つて貰へるものか、日本の負擔になるのか分らない、併し愈々日本の負擔と云ふことに決つた結果、今度は更に公債として提案された譯であります、だからしてあなた方は出来ただけ資材を、今我々の方では出来ませぬから、資材の輸入を一つ斡旋して貰ひたい、此の運び方を、今

の御説明に依れば無論御やりになつて居るだらうが、もつと徹底的に御やり願ひたいと思ふ、それから大體進駐軍の費用の殆ど六割は工事費でありませぬ、土建業者に言はせると期日は必ず間違なくやれ、期日が遅れたならば罰金だとか、軍法會議に付すと云ふ重大な命令が出て居る、従つて闇でも何でもどんでん／＼買つてやらなければならぬと云ふ實情であります、處が此の代金の支拂に付て、聞く所に依ると七割より拂はない、後三割は保留して居る、或は見積が正當であるかどうか、私は分らぬけれども、或は眞面目に見積を出して、さうして後の三割が取れぬが爲に、非常に苦しんで居る者がある、七割概算拂で、後の三割は取れるか取れぬか分らぬと云ふやうなものは、或場合に於ては七割で相當利益のあるやうな見積をやつて居るのぢやないかと思ふ、假令進駐軍の命令であると言つても、日本政府の責任に於て此の工事はやるのであります、其の點を能く御考になつて、資材が足りないならば、資材を出来るだけ提供して貰ひたい、斯う云ふことはもう初めから仰しやるべきものでなかつたかと思ふ、若し此の儘で進んで行つたら國の財政は破滅です、恐らく進駐軍の方でも日本の財政を能く御考になつて、それが爲に例へば京都のゴルフ場の如きものは御止めになつたと云ふことであるが、もつと積極的に努力して戴きたい、だから場合に依つては日本は今日敗戦國でありますから、もう屈辱などと云ふことを考へて居る必要はない、或程度擔保を提供しても外資の輸入と云ふよりは、物資の輸入、之を考へなければならぬ、此の上とも努力して、さうして

日本の國情を能く進駐軍方面へ了解願ふやうに御配慮願ひたいと思ひます
○委員(男爵倉富鈞君) 此の問題に付て、まだ御質問もあるかと思ひますが、もう彼此十二時でありませぬから、致で一旦休憩致しまして……

○板谷順助君 ちよつと伺ひたいのですが、此の進駐軍の費用の内譯の中に、賠償管理費が五億七千八百萬圓と云ふものが計上されて居る、是は賠償物件を今度撤去するに付て、進駐軍側の方で管理して居るのですか、金額が如何にも、多過ぎるやうに思ひますか……

○政府委員(長沼弘毅君) 是は日本側で管理致して居ります管理費用であります
○板谷順助君 日本側の管理として斯んなに金が掛るのでありますか
○政府委員(長沼弘毅君) 是は實際申しますと、戦争中機械などを山に穴を掘つて全部入れた、斯う云ふものを全部掘り出して原状に回復しなければならぬと云ふやうに、是は一例でございますけれども、唯在る姿のものを其の儘じつと持つて居るのではありませぬ、油をやつたり、錆を取つたり、何時でも動かして得る状態に回復して置く必要があるのです

○板谷順助君 それから工場の跡片附に三億九千萬圓の支出がある、是はどうか、日本の政府の責任に於て、日本の労働者がやるのでせうか
○政府委員(長沼弘毅君) ちよつと私の持つて居りますのに、どうもさう云ふのがあると思ひます……

○板谷順助君 跡片附三億九千萬圓、是は此の間説明員から聞きました
○政府委員(長沼弘毅君) 報償費と申

しますのは、一種の賠償金のやうなもので、移轉費用とか、實は色々なものが入つて居りますが、爆薬處理を今やつて居ります、是で非常に死傷者が出るのがあります、それからジープで労働者が轢かれまじたり、さう云ふ性質のもので、色々なものが入つて居ります

○河西豊太郎君 今の問題に付ては政府委員の御話で能く分りましたが、今迄進駐軍の注文で、中央若しくは地方に於て、今の御話中にも建設物の非常に立派過ぎるものは斷るとか、話合をするとか云ふやうなことを承つたが、過去の實例に於て先方の注文は悉く容れてありますか、或は日本政府、若しくは日本當局の側から見て、是は行過ぎである、是は不當であると云ふやうなものに對しては、そこに何等かの道がありますか

○政府委員(長沼弘毅君) 過去の實例に於きましても、例へば材料等は先方の注文よりは遙かに質の悪い物にして貰ふと云ふやうなことは、極力やつて居ります

○河西豊太郎君 それは先方に交渉の上ですか、こちらの手心だけですか、今私のお尋ねする意味は、日本政府に、先方の言ふことに付て唯命是れ従ふ……之に對して何等かの強い決意を以て事を處理して來て居るか居らぬか、私の伺ひたいのは其の點です
○政府委員(長沼弘毅君) ちよつと速記を……

○委員(男爵倉富鈞君) 速記始めて……それでは是で一時期休憩を致しまして……

○委員(男爵倉富鈞君) 速記始めて……それでは是で一時期休憩を致しまして……

○委員(男爵倉富鈞君) 速記始めて……それでは是で一時期休憩を致しまして……

して、午後一時から再開致したいと思ひます
午後十一時五十一分休憩

午後一時十三分開會

○委員長(身倉富壽君) それでは午前に引續いて開會を致します、間もなく大蔵大臣出席の管でございますけれども、其の間の時間を利用致しまして、昨日御諮り致しましたやうに、衆議院提出の戦時補償特別措置法の改正案に付きました、便宜主税局長から衆議院の改正要點並に其の理由、之に對する政府の御所見を伺ふことに致したいと思ひます

○政府委員(池田勇人君) 私から便宜

上衆議院提出の戦時補償の一部を改出する案に付きました、其の提案の理由並に趣旨を御説明致します、御承知の通りに戦時補償特別措置法第十二條に於きましては、民法三十四條の規定に依つて設立された所謂公益法人のみならず、又營利を目的としない法人或は團體に對しまして、戦争保険金に基く特別税が課税になります場合に於きましては、戦時補償特別税審査委員會の議に附しまして、其の特別税を軽減免除する規定があるのであります、従ひまして此の十二條の規定に依りますと、軽減免除を受けず税は、戦争保険金に基く、所謂火災保険に基く戦時補償特別税に限られて居るのであります、併し實際面に於きましては、京都等に於ては舊防空法の規定に依りまして建物に強制疎開され、それに基づきます所の補償請求権でありますとか、或は強制疎開に依りまして建物を賣渡した場合の賣買代金請求権、斯う云ふものに付きまして、先程申上げました

やうな公益法人や或は營利を目的としない法人が全部課税を受けることになると酷である、斯う云ふので、戦時補償特別措置法の第十二條中「現に別表第二第一號」の下に「及び第五號」を加へまして、戦争保険金に基くもののみならず、舊防空法に依ります疎開に依る請求権に付きまして、戦時補償特別税を軽減免除すると云ふ趣旨から、改正案を提案して居られるやうに、

改正案を提案して居られるやうに、衆議院提出の戦時補償特別措置法の改正案に付きました、便宜主税局長から衆議院の改正要點並に其の理由、之に對する政府の御所見を伺ふことに致したいと思ひます

○政府委員(池田勇人君) 請求権は補

償特別税から外されて居ります
○板谷順助君 大臣がまだおいでにならぬやうでありますから、昨日の續きを主税局長に御尋ね致します、一番の

問題は新聞獲得、所謂閣に依つて多大の利益を得た者から増加所得を取ると云ふ建前であつて、従つて是は個人と云ふことは先に書いてあつて、後で又何條かに法人云々と云ふやうな問題が

あります、昨日申上げたやうに、法人組織と申しましたも、例へば相當の事業會社であつても、公定だけでは儲からぬ、利益が擧げらぬと云ふやうな關係からして、一部は公定で賣り、一部は閣で賣ると云ふやうな會社も相當にある、従つて又有限會社の如き、二十萬圓以下の會社を作つて、さうして所謂閣の賣買、之を盛に行つて相當の利益を擧げて居るものも澤山ある、あるからして、若し徹底的に新聞獲得に依つて暴利を貪つて居る者から増加所得を取ると云ふことになれば、是等も一樣に取締をして、徹底的に調べなければならぬが、此の法案の適用に依つて、今申上げた所謂個人同様の會社、是は取締が出来ますか、或は課税することが出来ますか、之をばつきり一つ……、あなたは昨日は認定云々と云ふやうな御言葉があつたけれども、是は認定ではない、是は法律其のものを言ふのでありますから、此の法律の範圍に於て其の法律が適用出来るか出来ないか、若し適用が出来ないとすれば之を改正する必要があると云ふ風に考へるのであります、どうでありますか

○政府委員(池田勇人君) 増加所得税

法第十五條の「法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して第十一條又は第十二條第二號乃至第四號の違反行為をなしたときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、各本條の罰金刑を科する」と云ふことは、責任罰の規定でございます、而して個人の業務其の他財産に關しまして此の調査をして行きます上に於て、法人にも持つて行つて法人の帳簿検査や或は質問をすることがございます、其の時に法人の使用人が十一條或は十二條二號乃至四號の規定に違反した場合でありまして、課税の問題は全然規定致してございませぬ、是が第一點、第二點は、個人の方に對して増加所得税を取るのならば、法人に對しても矢張り是と同じやうな趣旨で臨むべきではないか、斯う云ふ御質問だと思ひます、法人の方に對しましては、只今の法人税法で十分でございます、何故かと申しますと、此の増加所得税は先程申上げて居ります通り、二十一年分は前年の實績で課税して居ります、然る處二十一年は經濟が膨脹致しまして、二十一年分として決定致しました所得よりも非常に個人が殖えて居ります、さうして政府は二十二年、來年からは其の年の所得税は其の年の所得から納めて貰ふ、斯う云ふ豫算課税制度に改めるのであります、さうすると二十年の實績で二十一年を安く決めて居りまして、さうして其の二十一年が非常に殖えたと云ふ時に、其の差額を今度取つて置かなないと、二十二年からは豫算課税で行きますから、永久に抜けることがある、斯う云ふので二十一年に限つて其の差額を取る、斯う云ふ考へ方でございます、而して豫算課税とはどうかと申しますと、二十二年になつて豫算課税が兩院の議決を経まして施行になります時に、我々の考へでは、二十二年の一月から三月迄の所得に付きましたは四月の末に納めて貰ふ、或は四、五、六

の所得に對しましては七月末に納めて貰ふ、斯う云ふ風に區切りまして、一應豫算で其の年分を區切り、納めると、さうして翌年に至つて之を翌年一月末に更正致しまして、豫算課税が殖えて居る場合には還付する、少い時には追徴する、斯う云ふ建前に致して居るのであります、而して法人の所得は、是亦先般申上げたやうに、各事業年度の所得を事業年度終了後申告して徴収する、斯う云ふことになつて居ります、従ひまして法人が一月から六月迄の事業年度であれば、七月末迄に申告して八月末には取れる、斯う云ふ今の建前になつて居りますから、只今の處法人の所得に付きましたは、大體個人の豫算課税を取つたと大體同じやうな結果を來すのではないかと、併し是亦只今研究致して居りますが、六箇月の事業年度の法人所得税ならば割合に所得に近く取れるけれども、一年の法人所得税ならば是亦一年遅れになるぢやないかと思ひます、斯かる場合に於きましては、一年の分に付ては半事業年度で取ると云ふこと迄進まうかと

思つて居りますが、是は結論は通常議會に提出したいと考へて居ります、従ひまして法人ならば豫算課税と申しますが、實績の課税と申しますか、兎に角六箇月毎に決算を出すのでありますから、豫算課税とも言ひ得る、唯個人の豫算課税を六箇月毎に取るとすれば、法人と同じやうな建前で豫算課税でも行つて居るのであります、従ひまして法人に付きましたは一年のづれがございませぬ、從來から豫算課税になつて居るのであります、それで法人の増加所得税は今の處出さなくともい

九

九

い、二十一年分の個人の増加所得税を今取つて置かないと、永久に取れなくなる、斯う云ふ考で居るのでありますから、法人の増加所得分に對しましては、三割超過致しました時に超過分に對して八割七分六厘の所得税だけを徴収する建前で、所謂最近備付ました法人に付しましては、此の法案が通過致しました場合の個人と同様に、相當進んで所謂暴利を剝奪することが出来ることに相成つて居ると思ふのであります

○板谷順助君 あなたの今の御話は、是は平時なら宜い、平時なら宜いが、要するに新圓を獲得して意外な利益を擧げて居る、是はどうか云ふ種類であるかと云へば、要するに闇の賣買に依つて不當に儲けた者が多い、公定ならば、今御話するやうに儲からぬから、或は事業會社の一部は、一部は公定で處分する一部は闇で處分する、是は現在の實情であります、それから今申上げたやうに、詰り二十萬圓以下の有限會社を拵へて、是は幽霊とは申しませぬ、其の名目の下に今日闇の賣買をやつて居る者が相當多い、それは或は法人税に依つて取ることが出来ると云ふ、是は理窟だ、理窟だけれども、實際に於て闇の賣買と云ふものは、一方に摘發されると云ふと罪を著なければならぬ、罪を著なければならぬから恐らくは之を調査なさると云ふことに付ては私は容易ぢやないと思ひます、我々は昨日もお話したやうに、此の法案に依つて所期の目的を達することは出来ない、決して協力しないと云ふ意味ぢやありません、出来るだけの協力をするけれども、あなたの御考になつて居るやうな成績を擧げることが私は困難だと

思ひます、之を徹底させるにはどうするかと云ふことに付ては、要するに此の新圓を幾ら持つて居るか、或は、又此の新圓が何の物に變つて居るか、云ふこと迄行かなければ、公平に取扱ふことは出来ませぬ、或は町内會長とか、部落會長とか、警察官吏を利用して云々と云ふことがあるが、是は一朝間違ふと、所謂苛斂誅求、私有財産に對する色々な問題が起る、色々な問題が起るから、此の點を能く御考になつて、詰り之を徹底的にやると云ふならば、今私が申上げたやうに、新圓を再封鎖しろとは言はぬ、しるは言はぬが、此の新圓を持つて居ることを明かにし、或る物に變つて居ると云ふ所迄行かなければ徹底はしませぬ、其の間非常な不公平が出来ると、所謂正直者が馬鹿を見ると云ふやうな結果になるから、之に付ての取扱をどうなさるか、と云ふことを昨日來私は質問して居るけれども、あなたは、どんなことをしても取るんだと言つて居るけれども、道義がすたれ、殆ど思想が悪化して居る今日に於て、平時ならばそれは出来る、今日は甚だ困難だと思ひます、今の所謂豫算の四十五億と云ふ、是は確かに取る見込がありますか

○政府委員(池田勇人君) 板谷委員の仰しやいます御質問の主眼點が、私には呑込ませぬが、先づ初めは、個人には増加所得税法を設けて、取れるだけのものは取る、法人に付ては何か立法上手を打つことはないかと云ふ御質問と思ひます

○板谷順助君 其の通りです

○政府委員(池田勇人君) 先程御答したのであります、併し只今の御質問に依りますと、徴税技術と云ふか、調査

の方法と云ふやうな御質問と考へるのではありませんが、さうではありませぬか

○板谷順助君 私の申上げたのは、要するに此の初めの目的に書いてある通り、新圓獲得で以て、所謂増加所得に對する課税をしようと、斯う云ふのであります、之を全部取扱するに付ては、徴税の方法に付てもどう御考になつて居るか、或は又法人税云々と云ふことが法律の上には取ることが出来るかも知れませぬが、一面に於て闇の賣買と云ふものは、それは決してあなた方が法人税に依つて取ると云つても取れやしない、之をどうなさるか、此の目的を達するに付ては徹底しなければならぬ、不公平が起るも已むを得ないと云ふのでは政治でない、それを今伺つて居る

○政府委員(池田勇人君) 個人と同様、法人に付きましても、最近の増加所得に付きまして、徴税の手續は、大體此の法律案が通過すれば同様な建前になつて居ります、而して増加所得税法施行後の所謂昭和二十一年の個人の所得、或は又一般法人の、殊に二十萬圓以下の有限會社等に於きまして非常に儲けて居る會社に對しまして、相當の手を盡せば、個人、法人同様に、調査網を完全に張つて行けば、其の所得を把握し得ると考へて居ります、又把握しなければいけませんのであります、我々は先程來申上げます通りに、有らゆる機構を動員しまして、さうしてあなた方を始め國民の心からなる御協力を得まして、一人だに所謂不面目者が不正直者が得をするると云ふやうなことはないやうに、渾身の努力を盡したと云ふ、斯う云ふことの外、只今の所申上げられませぬが、私は國民の協

力を受け、稅務官吏が一生懸命にやるならば、十分把握し得る確信があるのでございます

○板谷順助君 政府當局はそれ程確信があるならば、一つ徹底的にやつて下さい、私は何も新圓獲得で暴利を取つて居るものと緩和しろと云ふのぢやない、けれども、あなた方の今の御説明では、果して徹底が出来ると云ふか、其の點を心配して申上げるのであります、我々は勿論協力することに異議がある譯ではないのであります、そこで大臣がおいでになりましたから、宜しうございます

○委員(男爵富田君) 宜しうございます

○板谷順助君 大臣、只今御聴きの通り、此の増加所得税の徴收の目的は、要するに三月三日以來新圓が舊圓に切り換へられた、其の後に於ける商行爲或は其の他の収入に依つて増加したるものに對して課する、斯う云ふ建前に於て此の法律が出来て居る譯であります、處が今主税局長の御話に依れば、兎に角此の新圓の収入に對しては、まあ徹底的に取ると云ふことを仰しやるから、出来るだけ御努力の上取つて貰ひたいと斯う思ふのですが、その間に此の第一種の所得は、大體に於て商工業者、或は不動産の所得者と云ふことであります、地代が、土地の價格と云ふものは二十一年度の春以來、現在に於ても、さう大した變りはない、従つて此の地代に對する經理統制令と云ふものがあつて、現在地方税などが非常に高くなつて、經費も非常に膨脹して居るやうな關係から、殆んど地代と經費と云ふものが、稍々收支償ふ位の程

度であります、其の程度でありますから、之に對して私は餘り重きを置かれないと思ふのであります、尤も其の關係に於て、此の稅額は二十萬圓位の課税の見積りのやうであります、それはそれとしまして、第二種の此の所得に對し山林の總收入から經費を引いたの残りには課税する、斯う云ふ建前になつて居ります、處が大體此の山林を直營すると云ふものが、從來に於ては會社關係が多い、山林伐採の所謂直營事業をやつて居るものは、會社關係が多い、處が個人の山林を持つて居る者が賣買する場合に於きましては、立木の儘其の儘賣る、處が此の法案から行きますと云ふと、管理費其の他の經費だけを引いて、さうして残りのものに對する増加所得税を掛けると云ふのであります、併し苟くも財產税を創設する場合に於ては、山林に於ける所の相當な、詰り評價と云ふものをし居る、賣買する場合に於ては所謂原價と云ふか、評價と云ふか、其の基準になるべきものを引かないで、全部に對する課税をする、と云ふ主税局長の御答辭でありましたが、大臣はどう云ふ御見解を持つて居られますか

○國務大臣(石橋洋山君) ちよつと御質問が能く分りませぬから、今確めましたが、それならば主税局長の申上げた通りであります

○板谷順助君 それは必ず私は税を徴收なさる上に於て不公平、不合理であると斯う考へるのであります、さう云ふものは、一方財產税を取る場合に於ては山林に於ける立木其の他の評價をして、之に依つて財產税を取る、増加所得税の場合に於ては其の立木に對する原價なるものを引かないと云ふこ

とは、理窟に於て甚だ不合理であると斯う考へるのでありますが、併し飽く迄それを實行なさる御考ですか

○政府委員(池田勇人君) 便宜上私から代つて御答へ致して宜しうございませうか、御答をするに致します、此の山林の所得に對しては、山林は御承知の通り前年の実績で課税致して居ります、昭和三十二年に課税致して居るのであります、宜しうございませうか、斯かる場合に昭和三十二年から豫算課税をして参りますと、二十一年中に伐採した山林所得の課税が永久に抜けてしまひます、従つて二十二年に山林を伐採しない場合に、今の税法で行くならば、二十二年に山林の所得を掛ける課税でございませう、それを二十二年から豫算課税で行きますから、二十二年で納めるものを繰上げて、此の増加所得税法に依つて山林所得に課税すると云ふのでございませう、之を増加所得税法に入れて、今の第二種の場合と云ふものと考へ方が違ふのでございませう、其の點を御考へ置きを願ひたいと思ひます

○板谷順助君 どうもあなたの説明では分らぬ、それは二十一年に掛けるが、二十二年に掛けるが、要するに増加所得を割出す場合に於ける山林の原價を見ないのは不都合だと斯う云ふのです、私の申上げるのは、是以上、あなたと見解が違ふから、幾ら聴いても仕方がない、昨日から盛んに聴くけれども、あなたはさう云ふ答辯を繰返されるのみである、それから尙最後に伺ひたいのは、三月三日を基準とした

る財産税を御取りになる、是は勿論已むを得ぬ、已むを得ぬが、大體増加所得税を割出す建前が、前年度の所得金額、増加したる所得金額から本年度に於ける所の所得を差引いた増加所得に對して課税する、是は二十一年度、即ち二十一年一月からすよ、さうなる

と、例へば前年度が十萬圓である、それから三月三日の財産税を居ける場合に於ては十五萬圓である、さうすると差引其の五萬圓に對しては、此の法案の建前から言つたならば、一月と三月の間に五萬圓殖えて居る、それに課税をされる、それから又一方財産税が十五萬圓として課税をされるのであります、勿論財産税と増加所得税とは性質は違ひませう、性質は違ひませうけれども、併しながら綜合して、財産税は是は一時の財産税であるとしても、財産税と増加所得税を綜合して収入以上の税を納めなければならぬ、或は収入に近い所の税を納めなければならぬと云ふ結果になる、二重課税ではないかも知れぬけれども、是は私はどうも不合理であると思ふことを申上げて居つたのであります、大臣の御見解はどうでありますか

○國務大臣(石橋湛山君) 突然で能くも考へて居りませぬが、併し財産税は性質が全然違ふのですから、財産税を納めれば、二十一年度になりますか、納めれば其の年の収入を超すと云ふことは、是は已むを得ないことではせう、是は當然の事やありませぬか、財産税を見込んでどうしてもそれだけになる、財産税の収入で拂ふのはないですから、それは二十一年度の普通の税を合せれば収入以上になると云ふことはあり得ることだと思ひます、致

し方がないと思ひます

○板谷順助君 併しさう云ふ答辯をなされば是はさうも何と云つても仕様がなないですね、國民が有らゆる収入の中から今日納税すべき義務がある、財産税は兎に角國家非常の場合であつて已むを得ぬ、國民は犠牲を拂ふ、是も仕方がない、仕方がないが、今度は詰り赤字が出る、歳入が足りないと思ふけれども、思付きでもないでありませうけれども、其の新圓獲得者に對する課税をしよう、斯う云ふ建前でありませうから、私は詰り三月或は三月以後から取ると云ふならば宜しい、それが一月に遡ると云ふことは不合理ぢやないかと

思ふ、若し不合理であるとしたならば、之に對する所謂新圓獲得に依つて利益を得たのではないのでありますから、相當に斟酌をして課税の上で苦心を加へべきものぢやないか、斯う云ふ意味のことを申上げて居るのであります、それは大臣のやうに實際の税が収入より多くなつても已む得ぬ、斯う言はれよ、それ迄の話でありますけれども、併しながら所謂國家が政治を行ふ上に於ては、是位の手心があつて然るべきものぢやないかと云ふ考を持つて居るのであります

○政府委員(池田勇人君) 便宜上私から代つて御答申上げますが、前年十萬圓の所得があつた人が十五萬圓の所得になりました時に五萬圓に課税を致します、其の負擔額の増は極く微々たるものであります、問題は、前年所得のなかつた、今年一月から三月迄に十五萬圓儲けた、此の場合にどうするか、若し御説の通りには十五萬圓ならば、大體の計算は五萬圓に對しまして百分の二十五、三十、三十五の此の

三階段に税率が掛かります、それだけで宜しうございませうか、私は十萬圓を超えた五萬圓に對して財産税を課税すると同時に、矢張り十五萬圓の所得に對しても課税しなければならぬ、其の時に五萬圓は財産税の課税對象になつて居るから所得税は十萬圓だけだと云ふことは輕いぢやないか、實際の面から、理論的には十五萬圓に所得税を掛け、十五萬圓に對して財産税を掛けるのは税の理論にも合つて居ります、又實際に於ても課税するのが適當だと考へて居る次第でございませう、さうして其の程度のものなら大した負擔にも相成りませぬ、茲に五十萬圓の所得があつた人が、一年に五十萬圓所得があつたと致します、そして其の方が一月から三月に三十萬圓儲けた、此の時に是が新圓所得階層と云ふならば、三十萬圓は財産税として九萬圓課税して居るから、残りの二十萬圓だけ課税する、斯う云ふ技術は使へないと思ひます、使つたら負擔の不公平になると思ひます、斯かる場合に於ては、三月三日現在に於て三十萬圓の財産、さうして二十一年度の所得が五十萬圓だから五十萬圓として所得税を掛ける、是が理論的にも實際的にも合ふのぢやないかと考へて居る次第であります

○板谷順助君 是は先程來色々議論したのであります、大體二十一年度の營業所得税、是は詰り地方税或は附加税を加へますと、十萬圓と言へば、或る程七百五十圓、百萬圓となると十八萬五千圓で非常に多い、是は實際です、主計局長が何かには私は明細を書いたものを渡してありますから、あなたに能く御調べになつたら宜いかと

思ひます、勿論國家が財政に窮乏して居る時であるから税を取るの宜しいけれども、此の税は適當に按配して、之を更に資本化して生産増強に努力しなければならぬ、働けば働けば甲斐のあるやうに幾らか残つて、それを蓄積して初めて資本となり、生産の増強になると思ふのでありますから、所謂税を御取りになるに付ても適當に其の點は按配してやらなければ、如何に税を取るのが目的であると言つても、幾らか報酬が伴はなければ國民は働く氣にならなはしない、此の點は一つ御考へ置きを願ひたい、それから更に大臣に御伺ひしたいのは、今回の此の増加所得税に付きまして、中國人、朝鮮人の問題であります、是はなな／＼重大な問題であります、例へば政府が國民に消費節約をしろ、一月、二月は如何なる犠牲を拂つても國民が節約をしなればいかぬ、是は當然であります、當然であります、之に對して政府が例へば物價政策、經濟政策、如何なる政策を御並べになつて見た所が、私が申上げます所の一番の根源となつて居る所の朝鮮人、中國人の間行爲を取締らざる限りは、効果などはありやしないと思ふ、之に付ては政府も非常に苦心をなすつて居るでせう、或は色々關係方面に御交渉になつて居るでせう、けれども現在率直に申すならば、殆ど新圓の三分の一以上は彼等が持つて居るのぢやありませぬか、それは中には所謂親善關係に於ては日本の同情し、日本の爲に出来るだけ努力をしようと云ふ人格のある人々も相當にありませうけれども、現在の華僑と云ふものが非常に跋扈して居つ

同じレベルになつて居るやうであります、是はまあ指数の作り方もありますから、物價の作つた指数はそれと違つて低いやうであります、其の邊はどうでも宜いとして、要するに十月から年末に掛けて物價が上り掛けて居ることは確かであり、是はまだインフレと云ふ程度のものでありませぬ、今日の物價と云ふものは、二、三月頃迄非常に上つた高いレベルに於て一應横這ひして居る、其の高いレベルに於て九月迄下つたのが、十月以來又元へ戻りつゝある、或は十月あたりは二三月以來少し高くなるかも知れないですけれども、其の位の動きは、是は致し方ないのであります、それを尙所謂悪性インフレにするかしないかは今後のやり方です、それが出来なければ是はもう日本經濟全體が破滅するのがあります、我々としてはさう云ふことをさせないやうに致すと云ふことより外には出来ないであります

○委員長(男爵倉富鈞君) ちよつと申上げますが、今衆議院の本會議で大臣に是非出席を願ひたいと云ふ急な要求があるのでございますか
○板谷順助君 それでは保留して置きます
○委員長(男爵倉富鈞君) 今申しましたやうに大臣は急に衆議院の本會議においでになりましたから、大臣に対する質問は後に廻しまして、質疑の繼續を願ひます

○渡邊甚吉君 此の増加所得税の第三種所得税に付て伺ひたいのですが、昭和二十一年三月三日から同年十二月三十一日迄の間に於ける不動産の譲渡と云ふことは、此の譲渡の事實は何に依つて認める譯ですか

○政府委員(池田勇人君) 此の第三種所得の所謂譲渡所得に付きましては、課税対象は不動産、船舶、鑛業權、砂鑛權の四種類に限られて居るのでございます、是は皆有機的に調査することになつて居りますので、土地臺帳、家屋臺帳の名義書替、その他船舶の書替等に依りまして明確に分つて来るのであります、それ迄待たずに納税者から來年の一月末日迄に申告を願ふと云ふことに致して居ります

○渡邊甚吉君 此の第三種の増加所得税に付ては、現行の動産譲渡税、是もまだ生き、居る譯だと思ひますが、此の増加所得税と現行の譲渡税と二重に課税される譯ですか、それを伺ひたい
○政府委員(池田勇人君) 先程山林所得でも申しましたやうに、只今所得税法で規定致して居ります譲渡所得、是は今年の曩の臨時議會で臨時利得税法を廢止致しました關係上、臨時利得税から所得税の方へ持つて來た譲渡所得でございます、原則ならば昭和二十二年分として昭和二十二年になつて課税するのでございますからして、山林所得と同様、昭和二十二年は豫算課税で致し、豫算課税に移りたいと云ふ考へ方を持つて居りますから、昭和二十一年三月三日以後二十一年中に譲渡所得があつたものも、此の法案に依つて課税して置かないと、二十二年分からは豫算課税になりますから、課税が永久に抜けて、従つて此の法案の中へ、此の増加所得と云ふのはちよつと意味が悪いのでございますが、一應是の中に入れて居るのでございます、通常ならば三月三日以後の譲渡所得に對しましては二十二年に課税するのを、繰上げまして此の法案で課税して行かうと

云ふ趣旨でございますから、所得税法にありする所の譲渡所得は……今年改正致しました譲渡所得は是で本年中は賄つてしまふ、昭和二十二年は今年所得で課税致さない、二十二年は二十二年中の譲渡所得に課税する、斯う云ふ計畫で居るのでございます
○橋本辰二郎君 此の所得増加税と財産税とは共に一月に申告するやうになつて居りますが、之に對する用紙は十分御準備が出来て居るのでありませうか、現に第一種と第二種に預金を分劃しますのは、十二月一日から三十日迄と云ふことでありまして、地方の稅務署に於きましては、二十日頃迄も用紙が廻つて來ないかと云ふことで御方が大變遅れて、大藏省がそれを御承知になつたのでせう、二週間ばかり延期せられましたのですが、今後も矢張りさう云ふことのないやうに、此の書類の準備と云ふものを十分なさいまして、さうして地方の隅々迄それが行き届くやうに御送付になると云ふことが必要であると思ひますが、それ等の御用意は十分でありますか

○政府委員(池田勇人君) 最近印刷の他に非常に困難を感じて居るのでございますが、納税者の方に御迷惑を掛けたいやうに極力やつて居ります、財産税の申告に付きましての注意書も二十八日には百萬枚以上刷り上りますから御配り致します、又御手許に参りましたか、財産税法施行勅令、施行細則等は注意書と云ふのは、四頁大の新聞用紙に印刷を致して先般配布致しました、仕事をうまくやつて行きます上に於きましては、只今用紙印刷の手配で一杯になつて居りますから、我々の方もそれに全力を盡してやつて居

ります、財産税の準備を御参考に申上げますと、本年度中に百萬圓以上の會社の株は大體發表致します、それから各種不動産の評價に付きましては、今年度内に發表致します、用紙は少くも一月の上旬位には參るやうに手配致したいと考へて居ります
○板谷順助君 財産増加税のことです、第七條ですね、私のは昭和二十五年十二月三十一日迄は増加所得税調査委員會と云ふものを其の儘存置して御置きになるかと云ふ意味の質問でしたが、其の答辯がちよつとはつきりませぬ
○政府委員(池田勇人君) 存置致す考で居ります

○板谷順助君 併し一時的には、さう云ふものは本年度限りで財産税を取らうと云ふものを、二十五年と云へば、相當に其の間があるやうですが、どう云ふ關係で調査が十分に出来ないかと云ふ關係に於て斯う延びるのであるか、其の間に於て脱漏を發見することは容易でないと思ひますが、斯う云ふ問題は急速にやるべきものでないかと思ひますが、二十五年の目標と云ふものはどう云ふものでしょうか

○政府委員(池田勇人君) 御話の通りに二十一年の増加所得に對して課税するのでありますから、そんなに長く延びることは全然ないかと考へて居ります、租税賦課の時効が大體五年間になつて居ります、従ひまして昭和二十二年三月三十一日以後に於きましても色々な調査の中で二十一年度の所得が非常に殖えて居つたと云ふことが分りました時には、是は政府で決めても宜いのでございますけれども、矢張り前の方を増加所得調査委員會に掛けて決

めました關係上、矢張り委員會としては官制上置いて置いて差支へないのではないかと、其の代りもう開かない場合……二十三年になりましては、又それ迄に調査を全部完了しなればならぬと思ひます、若しあつたと云ふ時には矢張り委員會と云ふものを置いて置かして、さうして決定する時に是を掛けて決定する、斯う云ふことに致して居るのでございます
○板谷順助君 それから此の増加所得税の調査委員會の組織、是はさつき御話に依りまして、官選に依つてやると云ふやうな御話であつたやうであります、さうすると官選と云ふことになると、さつき私が聴き洩らしました、大體の構想はどう云ふ方面から御採りになる御積りか、それを念の爲に一つ伺つて置きたいと思ひます

○政府委員(池田勇人君) 是は各稅務署毎に置くのでございますから、稅務署に依りまして非常に納税者の内容を異に致して居ります、數としては或程度あると思ひますが、農村を管轄して居ります稅務署に於きましては農村關係の人が澤山入ると思ひます、都市に於きましては所謂營業者關係の人が澤山入ると思ひます、併し納税者の範圍に限らず、一般經濟界の動向とか或は常識のある學識經驗者も入つて戴きたい、其の人数は稅務署に依りまして餘程差があると思ひます、今所得調査委員會に於きましても、小さい所は三名、大きい所は十三名、斯う云ふ風になつて居るのでございますから、此の稅務署毎に置きますと、矢張り全體の數が相當違つて來ると思ひます、併し私の見込では大

い稅務署では三十人位、所謂所得調査委員會の倍位の委員を選任して所謂衆智を集めて審議を願ひたいと考へて居ります

○板谷順助君 尙念の爲に伺つて置きますが、財産稅の問頭に付てはまああなたに責任者であつて、處で先般委員會は本會議に於て決つたやうに、詰り株式と不動産の納稅は納稅者の自由である、選擇に依る、斯う云ふことと、それから例へば建物を處分してさうして現金にして納稅したいと云ふやうな氣持のある人も相當にあるやうであります、さうすると今回の増加所得稅に依つて、随分大きな税金を取られると云ふやうな關係から、それを躊躇して居る人も相當にあるやうであります、從つて此の前の約束の通り住宅に對しては勸銀其の他の金融機關に積極的に貸出させる、斯う云ふ言明をされて居るのでありますから、是だけは一つ守つて戴かなければならぬ、建物の處分をして納稅は現金で取るのが建前であると思ふので、現金がなければ無論納稅するのは當り前でありまして、今申上げるやうに建物を處分して納稅をして、現金で納めると云ふことになりまして、或は半分々々以下になる、斯う云ふ結果になると思ふからなから、此の處分をするには困難と思ひます、其の場合に於ては出来るだけ便宜を圖つて戴きたいと云ふことと、それから申告稅でありますから、是はまあ再々申上げて居りますやうに、兎に角納稅者の氣持を餘り害しないやうに、權柄づくで取立てると云ふやうなことの無いやうに、例へば事前に家宅搜查同様の調べ方をしないやうに、是は先般各稅務署に訓令を出した

と云ふことでありますけれども、さう云ふことのないやうに、豫め一つ此の委員會の席に於いて今申上げたことを更に一つ御言明を願つて置きたい

○政府委員(池田勇人君) 財産稅の物納の場合に於きまして、株式と不動産と……正確に申しますと未拂込の株式は物納を認めないことに致して居ります、拂込済の株式と不動産に付きましては同一順位であります、從ひまして納稅者の御考へ通りで結構だと思ひます、第二の不動産を最近に賣つた場合に、讓渡所得が掛つて來て非常な税金を納めるやうになると云ふ御話でございますが、是は先程來ありますやうに、財産稅の課稅標準となつた金額を控除致しますから、財産稅と讓渡所得に對する所得稅を入れまして、御賣りになつた實際の價格よりも高くなることは勿論ございませぬ、政府の評價が實際の取引價格よりも低い場合に於きましては、さうして其の方が現金を持たずに物納すると云ふ場合は、御賣りになつた方が御得かも知れぬ、御得の計算になることになつて居ります、それで最近どしどし賣買があるやうに聞いて居ります、板谷委員は先般の財産稅で金はない、もう第一封鎖で金はないと申して居られました、私は斯う云ふ風なことを豫想致しまして、相當現金なり其の他で財産稅が納まるのぢやないかと思つて居ります、それから物納を困難とする場合に銀行が家屋を擔保に積極的に貸出すと云ふことに付きましては、積極と云ふ字は私は申上げたいことはございませぬ、大臣が申されたかも知れませぬが、併し政策として銀行がさう云ふ場合に積極的に貸さなくても納稅者の申出に依つて、出

來るだけ便宜を圖るやうに、それで私は結構かと思ひます、出來るだけさう云ふ場合に付きましては納稅が樂に行きますやうに、又政府もそんな家屋を成るべく取らなくて済むやうに、斯う云ふ風に出來る限り努力致したいと考へて居ります、第四點の財産稅調査に當りまして、所謂申告納稅であるに拘らず、申告期限以前に、營業者以外の一一般の方々の御宅へ參りまして家宅搜查をすると思ふことは、是は行過ぎであります、嚴に戒飭されて居ります、唯申告がありまして後に、其の申告額と稅務署の見込額とが違ひます場合に付きましては、是は出來るだけ調査をして正確を期さなければならませぬので、調査に參ることもあらうかと思ひます、一月三十一日以前の申告期限前に積極的に營業者以外の者に參りまして調査すると云ふことは差控へるやうにしたいと、斯う云ふ言明を致して居ります、御了承を願ひます

○板谷順助君 更に責任ある主稅局長から言明を得て有難うございました

○松尾嘉右衛門君 大臣は見えませんが、今衆議院の本會議に行かれましたが、出來るだけ早く戻つて戴くやうに申して居ります

○松尾嘉右衛門君 それでは増加所得稅法案はちよつと後で御尋ねして、大臣に聽いて貰つて置く方が宜いと思ひますが、其の前に「政府の契約の特例に關する法律案」に付てちよつと御尋ね致しますから一つ御願ひ致します、此の法案は實際は一方的の法案でありまして、御承知の通り發注者、受注者双方で決める値段が本當であるが、今度の此の法律では大體百萬圓の仕事は七十萬であるぞと云ふことを言はれ、

ば、左様ですかと言はなくちやならぬやうな法律でありまして、實際は竹中委員からも是は午前中に質問されて居つたやうですが、此の仕事はなか／＼進駐軍に無理なことを色々、例へば晝夜二十四時間制にする、三百人掛ける、斯う云ふことが現場で嚴命があるのです、さうすると三百人掛ける所の資材がなくても掛けなければ、現場の方を監督する將校は背かないのです、其の爲に已むを得ず一坪に對して八人なら八人、十人なら十人と云ふ人夫で大體割付けて居るものが、資材がないので餘計掛けられた爲に實は飛んでもない損害をして工事を進めて居る、私共此の仕事をする方も、今日の日本は敗戰國の國民として向ふさんの言はれることは何でも背いて満足させよう、一日も早く講和條約の結ばれることが日本の生きる道であると云ふやうな考へでも背いて居る爲に、向ふで無理を言うて居るのでせうけれども、まあ背いて居る、處が今度此のやうな法律案が出て、現在聽いて居ると其の七割しか上げて居らぬと云ふやうなことになつて來ると、實際にあつた三割掛けて居つた人なら實はなくても宜いのですけれども、眞正直な人は五分とか八分とか云ふものしか掛けて居らぬ、さうなると之は絶對損をするることになるのだから、其の仕事が若しも遅れると云ふことになつた場合は、此の請負者になつた者は國外追放の財産沒收だとか色々なえらいきつゝ契約をして居るのです、其の場合に詰り向ふさんの言はれる儘の仕事が出来ないやうな時には、其の責任は請負人が負はなければならぬのですけれども、斯う云ふことになつた場合は政府が此の責任

を負うて呉れるかどうか、これをちよつと御尋ねしたいのです

○政府委員(長沼弘毅君) 是は政府が適正と認められる支拂金額をいざと云ふ場合に決める、斯う云ふのでございまして、申せば最悪の場合でございませぬ、實際は此の法律が適用されないやうな工合に運行されるのが望ましいやうな工合に運行されることが望ましいやうな工合に運行されて參る積りで居ります、事實上工事に支障を來さないと思ふことは十分考へて居ります

○松尾嘉右衛門君 さういふ場合には此の委員會が又出來まして、出來るだけ復興院なり、政府と私共委員とで能く話し合つて、出來るか、出來ないか……今日國民は皆、請負師であらうが誰であらうが觀念して居るのです、實際取けたのだと云ふことだけでは知つて居るのですからどんなことでも背くのですけれども、成るべくさう云ふ時に仕事の上に支障を來すことは……我々は進駐軍を満足させなければいけないのだと云ふことはもう土臺に置いて居りますから、是非一つ色々さう云ふ委員の場合も御相談を願ひます、あなたは復興院の御方さんですか、大藏省ですか

○政府委員(長沼弘毅君) 大藏省です

○委員(長沼弘毅君) 大藏大臣が御見えになる迄に政府委員の方で宜しい御質疑がございませぬならば御願ひ致します

○板谷順助君 今の問題に關聯して……七割拂つてあと三割残して居ると云ふ現在の實情のやうに聽いて居りますが、君、其の通りですか

○松尾嘉右衛門君 其の通り、さつき申

○板谷順助君 其の通り、さつき申

○松尾嘉右衛門君 其の通り、さつき申

上げたやうに、眞面目にやつて居る者が三割取れぬ爲に今日非常に金融に困つて居ると云ふ情勢、處が一部に於いては其の三割が何時取れるかどうか分らないと云ふやうな關係に於て、三割はもう當てにしないで工事をやつて居ると云ふやうな噂もあります、進駐軍の方では金の方はこつちは關係ない、是は政府の責任であるから、猶もつと業者と云ふか、或は政府との間に能く話合つてやつて貰ひたい、現在の所で皆闇で買つて居る、其の闇で買つて居るものが日本の産業に非常な影響を來して居る、影響が來て居るやうなことであるから、其の點は拂ふべきものは拂ひ、きつちり豫算と居ふことを早く確かめて、工事を成るべく早く進行さしてやる、向ふは期日が遅れると云ふことは非常に喧ましいと云ふ御話であるから、是はどうですか、矢張り今でも三割は残して御座きになつて、仕事は完成して、あなたの方で査定……所謂適正價格と云ふか、此の法案に依れば、其の適正價格と云ふものが定まる迄は拂はぬ、斯う云ふやうな御方針でやつておいでになるのでありますか、是は大なる問題であります

○政府委員(長沼弘毅君) 全然さう云ふことはありませぬ、三割は残つて居ると云ふのはどう云ふ意味か能く分りませぬが、恐らく工事をやられた方面、請負業者の方で精算的な金額が確定して居らぬのぢやないかと思ひます、精算がきちつと出來て居るものに付きましてはそんな支拂の遅延して居る筈はないと思ひます

○板谷順助君 大體概算拂ぢやないですか、私は能く分らないが、兎に角進駐軍の費用は國家の財政に非常に重大な關係があるから、是は我々として非常に重大な問題でありまして、どう云ふやうに是がなつて行くのか、其の意味に於て三割は保留して拂はぬ、それから又法案にもあります通り、適正價格なるものを復興院が主となつて之を調査して、政府が指定して決める、斯う云ふことになつて居るやうです、是は御拂ひになつて居るならば結構だ、そんな差支ないと思ふ……

○政府委員(長沼弘毅君) 此の法律で適用致しますものは、契約が出來て居つても金額が定まつてないもの、それから契約も何も全然なくて著手するものがあるものであります、其の契約もない、金額も定まつて居らない、さう云ふ未確定の分子のあるものだけに付て適用するのであります、従つて御話のやうな七割、三割と云ふやうなことは、是は金額金額が決つて居りまして、其の中の七割拂つて居る、斯う云ふやうなものは適用外になります

○委員(男爵倉富鈞君) 速記中止、(速記中止)

○委員(男爵倉富鈞君) 速記を始め、大蔵大臣はまだ衆議院の方の御用が御済みにならぬやうでございますが、大臣の質問は、先程のだけで宜しうございませうか

○委員(男爵倉富鈞君) と呼ぶ者あり

○委員(男爵倉富鈞君) それではさう致しまして、議案全部に付きまして、是以上御質問もございませぬやうでございますが、如何でございませうか

○委員(男爵倉富鈞君) それでは先づ増加所得税法案、有價證券の處分の調整等に關する法律案、昭和二十一年度一般會計歳出の財源に充てるための公債發行に關する法律案、昭和二十一年法律第五十五號帝國鐵道會計又は通信事業特別會計における昭和二十一年度の經費支辨のための借入金等に關する法律の一部を改正する法律案、政府の契約の特例に關する法律案、其の五案を討論の議題に致します

○橋本辰二郎君 私は此の増加所得税法案に付きまして主として發言を致します、本案は石橋財政中に於きまして唯一の國民一般に歡迎せられる良案と思ふのであります、勿論一部の人は之に對して反對があるかも知れませんが、それは極く少數であつて、必ずや國民の多數は之を歡迎するに違ひないと思ふのであります、何となれば、此の増加所得税なるものに付て、政府の御答辭に依りますれば、闇を主として對象とすると思ふことでありまして、此の闇なるものに對しましては、國民學つて是には反感を抱いて居ります、或者は或權力に媚びまして、其の保護に依りまして、特殊の請負工事を擔當し、之に依つて莫大なる利益を獲得して、國庫に限りなき損害を掛けることも毫も厭はないと云ふやうな者も往々あるかのやうな聞いて居ります、又或者は國民として此の際何事を捨て置いても、所謂舉國一致で國の再建に努力しなければならぬ此の際に於きまして、道義に反し法を破つて、敢て自己の利益追求の爲に闇行爲を爲して居ると云ふ者が多々あるのであります、是等の者に對して若し課税をすることが出來ないと云ふことになれば、國民課

税の衡平及び其の均衡と云ふことは破れるのであります、然るに此の法律に依りまして幾分か之を匡正することの出來ると云ふことは、私共の最も喜ぶ所でありまして、併しながら此の法律を以て必しも我々の希望する所の闇行爲の他如何はしき行爲に依つて利益を得た者を、悉く對象として之を課税することが出来るかと云ふことは、是は大いに私共は疑を持つて居るのであります、何となれば是等の階級、詰り新階級であります、此の新階級の人々はなか／＼鋭い頭を持つて居りまして、其の課税の通脱に付きましては、大藏當局の力の及ばざる所の者もあるではなからうかと思ひます、願くは此の法律を拵へた以上は、此の法律の目的をして十分に達成せしむる爲に一段の努力を願ふ者であります、我々の考へます所に依れば、或は細鱗は網の目より逃れ、而して吞舟の大魚は網を破つて逸脱する慮が必しもないではなからうかと思ひますから、此の點に付きまして十分な御留意を願ひたい、それに尙私は一つ附加へ言ふことがあります、財産税には密告の制度を設けてあります、私等は密告なるものは決して歡迎しませぬ、寧ろ斯くの如きことを以て非常に悲しむのであります、併しながら本案には其の密告の條項がないのであります、是は大變善いことと思ひますが、財産税に於ける密告との比較上其の當を得ぬと思ひます、何となれば我々の知る限りに於ては、租税なるものは元來が禾穀の御初を領主に獻上すると云ふ觀念より順次發達して來たものであつて、即ち禾穀の幾分を取ると云ふことではなればならぬ、然るに財産税なるものは其

の禾穀のみならず、其の本迄例すと云ふことである、所謂金の玉子と共に金の玉子を生む親鳥迄も取上げようと云ふが如きものである、之が爲には日本の過去に於て、主として租税其の他のものを負擔して居つた所の中堅階級以上の者は一朝にして没落を甚しきは數百年來連綿たる所の民家も亦之を崩潰すると云ふことは殆ど疑ひなきことでありまして、是等財産税を取るに於きましては、成るべく苛酷に互らぬやうに、本人の申告を尊重して其の儘之を許すと云ふやうな、此の程度の緩やかなる御考を十分政府に於て期待したのであります、然るに其の期待に反しまして、密告制度迄設けて之を取ると云ふことは實に其の酷も極れりと私は思ふのであります、然るに此の闇行爲其の他如何はしき手段に依つて莫大なる利益を獲得したる所の階層に對する課税に於ては、其の制度を設けぬと云ふことは其の當を得ぬ、甚だ政府のやり方は宜しか／＼るものと思ふのであります、願くは此の制度のあるなしに拘はりませぬ、是等の人に對しては十分に私は爬羅剔抉、隅から隅迄やりまして、課税の目的を徹底的に貫徹せらむことを私は望望致しまして、此の案に贊成致します、其の他の案に付きましては私は別に論及は致しませぬ

○板谷順助君 私も質問を致しました、關係から簡単に討論を致します、大體此の増加所得税法案に付きましては、只今橋本委員の御話の通り三月三日以後所謂新圓の獲得に依つて利益を擧げた者、之を主として對象として税を御取りになると云ふことでありまして、併し是は要するに闇行爲に依つてやつた仕事が多いことでありまして、徹底的

○委員(男爵倉富鈞君) それではさう致しまして、議案全部に付きまして、是以上御質問もございませぬやうでございますが、如何でございませうか

○委員(男爵倉富鈞君) と呼ぶ者あり

○委員(男爵倉富鈞君) それではさう致しまして、議案全部に付きまして、是以上御質問もございませぬやうでございますが、如何でございませうか

に徴収すると云ふことが私は非常に困難で、是が一朝間違つたらば苛斂誅求となり、或は又私有財産否認と云ふ點に迄行くやうな結果になりはしないかと思ふのでありますが、併しなから此のやり方如何に依つては、正直者は馬鹿を見る、或は不正の者が語り得ると云ふやうな結果が恐らくは相當に現れることと思ふのであります、政府當局としては非常な決心を持つて徹底的にやると云ふ御話でありますから、勿論我々國民と致しましては之に協力は致しまするけれども、どうか御言明の通り漏れなく、將來閣行爲と云ふ取締の上から見ましても、漏れなく徹底的に、所謂一面に於ては是が從來廢つた所の道義の建直しにもなり、又人心が悪化して居る此の匡正の意味に於ても非常な効果あることと思ふのでありますから、どうか御言明の通り徹底的にやつて戴きたい、併しながら今申します通り一面に於て財産税を取られ、或は一面に於て此の増加所得に對する一月から三月の間の此の分に於ては、私は如何に考へて見ても、あれは對象にはならぬでありませうけれども、所謂國民の今日安定を圖る上に於て相當の御留意を願ひたい、それから株券の問題に付きましては、是も先程申上げましたやうに、政府が出来るだけ民主的に株を全國的に分布しよう、或る程此の方針は宜しいのでありますけれども、恐らくは例へば其の會社の内容が或程度迄安定をし、從つて幾分でも其の事業の成績に依つて配當を爲し得ると云ふやうな所迄行きませぬければ、如何に政府が焦つても株の分布と云ふことは困難と思ひますし、又政府が斯う云ふ機關を御設けになつ

ても、株を引受けることに對する構想と云ふものが同時に行はれて居らなかつたならば、株の處分と云ふことに付ても容易でありませぬ、勿論政府は出来るだけの努力はして居られるのでありますけれども、まあ私の見る所から言へば、餘りにどうもやり方がの過ぎる、緩漫過ぎると云ふやうな憾があるものでありますから、出来るだけの努力に依つて、勿論一二の處分は出来ませぬでありませうけれども、株の受入の方面に對する構想に付ても十分に一つ御考へを願ひたい、更に又今回の公債の發行問題に付きましては、先程大臣に申上げました通り、殆ど赤字の公債に依つて賄ふ、然らば其の公債が市場に賣出が出来ないかと申す、現在の情勢では殆ど不可能であります、公債を日本銀行は一旦引受けて背負ひ込みとなつて、殆ど其の日暮しの政策のやうに考へるのであります、如何に大臣が御言明になつても、日本の現在の情勢から言つたならば、インフレは助長して、物價は高くなる、國民生活が非常な不安になること云ふことは、今の情勢から言つては已むを得ないことでありませう、然るに大藏大臣は、インフレでない、物價は或程度迄安定する、或る程人心を安定させる上に於ては仰しやることもいゝかも知れませぬけれども、併し甚だ失禮ながら大臣の仰しやることは悉く裏切られて居る、だからして政治は勿論現實に即さなければならぬので、例へば物價問題に付きましても、如何に大藏大臣が強辯されても、ずん／＼進むべきものは進み、殊に先月から今月に較べたならば三割以上も高くなつて居る、從つて賃銀俸給の値上に付きましても、本年春から、三月に上げ、七月

に上げ、最近に又賃銀俸給上の要求をして居る、如何に金ばかり要求して見た處が、物資がそれに伴はなければ物價は安定する譯はないのであります、でありますからして、大藏大臣もどうか現實に即したる一つ政治を今後に行つて戴きたい、又聯合軍の關係に付きましても、是も所謂消費經濟方面に使はれるものであります、現在の資材の殆ど大半以上は此の方面に流用されることでありませうから、どうか進駐軍の目的を達するに付ては敗戦國の義務として出来るだけやらなければならぬことは當然でありますけれども、併しなから之に要する資材は是非外國から仰ぐ、又一面に於て日本の財政の非常に窮乏して居ると云ふことをよく聯合軍の當局に了解を求め、どうか日本の再建の爲に出来るだけの助力を仰ぐやうに御配慮を願ひたい、私は此の意味に於きまして此の案に賛意を表します、藍澤彌八君、私は此の「有價證券の處分の調整等に關する法律案」に付きまして、先刻色々御質問申上げたのであります、政府に於きましても、此の困難なことを能く御承知になりまして、業者の完全な協力を求めて、さうして之を國民の大衆に頒布するのであると云ふ御言明を得ましたので、斯かる株券の處分は勿論雙方だけでは出来るものではないのであります、一般市場の情勢に最も精通した業者の協力と云ふものが中心にならなければならぬと思ふのであります、此の點に付きまして、政府は御同意下さいましたから、私は此の法案に賛成する者であります、尙此の評價に付きまして只今も御話がありました、板谷委員からも御注意もあつたのであります、評價は普通の利附證券や、或は其の他の投資物と違ひまして、多くは此の處分せられるものが産業を代表する株式で、此の産業の状態はどうかと云ふと、多

くの産業は根本的に破壊せられて居るのであります、之を最初目論み、及び保育しました多くの人達の苦心に依つて、貿易上及び金融上の利益を割いて、さうして今日になつたのが、さう云ふ保護者がない今日の状態の産業は、容易に之を引受けること云ふやうな進んだ考の者もなくつたのではないかと、又さう云ふ憂ひが多分にあるのではないかと、私は斯う思ひますので、之に對する政府の御構想に依つて、相當の持ち得るやうな評價の出来るやうな一つ御考を、十分此の際御考へ下さいます、さうして是が早く日本の再建に役立ちますやうに處置をせられんことを要望致しまして、此の案に私は賛成する次第であります

○委員長(男爵倉富鈞君) 外に御發言もないやうでございますから、増加所得稅法案外四件を採決致したいと思ひますが、政府の原案通り可決することに決定して御異議ございませんか

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(男爵倉富鈞君) それでは御異議ないと認めます、次には、衆議院提出の、戦時補償特別措置法の改正案を議題と致しまして、討論に入りたいと存じます、別段御發言もないやうでございますので、直ちに採決に入りますが、御異議ございませんか

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(男爵倉富鈞君) それでは本案も原案通り可決するべきものと決定して御異議ございませんか

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(男爵倉富鈞君) それでは左様決定致します、是で昨日來非常に皆様に御苦勞を願ひました本委員會も、お蔭で全部議事を終了致しました、昨日も申上げましたやうに、時間が非常に短かい上に、委員長は極めて不慣れで、定めし御不満の點も多々あつたかと存じます、此の點に付きまして御

- 詫びを申上げますと共に、昨日來の御苦勞に對しまして厚く御禮を申上げます、どうも有難うございました、では是で散會を致します
- 午後二時五十八分散會
- 出席者左ノ如シ
- 委員長 男爵倉富鈞君
副委員長 子爵錦小路頼孝君
委員 侯爵黒田長禮君
侯爵大炊御門經輝君
伯爵金子武鷹君
子爵交野政邁君
子爵入江爲常君
子爵土井利章君
子爵日野西資忠君
男爵高崎弓彦君
長谷川越夫君
男爵内田敏雄君
男爵村田保定君
男爵中村徹雄君
黒田英雄君
板谷順郎君
河本辰二郎君
河西聖太郎君
竹中藤右衛門君
藍澤彌八君
片倉兼太郎君
丹羽彪吉君
河端作兵衛君
岸本彦衛君
杉山茂君
松尾嘉右衛門君
渡邊甚吉君
- 國務大臣 石橋湛山君
大藏大臣 上塚司君
政府委員 大藏事務次官 池田勇人君
大藏事務官 榎田光男君
同 大槻義公君
同 長沼弘毅君
同 内閣事務官 鹽原有君